## 船橋市文化芸術ホールでの物品販売に関する内規

船橋市文化芸術ホール(以下「ホール」という。)での、プログラム、キャラクター商品、書籍等の展示、販売(以下「物品販売」という。)について、次のとおり内規を定める。

- 1. ホールにおいて物品販売を行う場合は、利用者は前日までに物品販売申請書(別紙1)を提出し、許可を受けなければならない。
- 2.1の規定により許可を得た利用者は、船橋市文化芸術ホール条例(昭和53年船橋市条例第24号)第12条に規定する許可を受けたものとみなす。

附則 この内規は、平成9年10月1日から施行する。

附則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

## 物品販売申請書

平成 年 月 日

船橋市民文化ホール館長・ 船橋市民文化創造館長 宛

団体名

代表者

下記のとおり申請します。

使用日		年	月	月 (	曜日)			
行事名								
物品販売			口口	名		単	価	
								円
								円
								円
								円
								円
								円
販売者	1	主催者	2	主催者以外	 ト(名称		)	

上記申請を許可してよろしいでしょうか。

館長	補佐	係 長	係 員